

第5回検討委員会資料

平成26年11月7日
那珂市住民投票条例検討委員会

1

<協議1>

「検討委員会」において、検討いただいた内容についての確認について

2

① 市民投票に付することができる重要事項について

(1) 住民投票に付することができる事項は、市政に関する重要事項(以下「重要事項」といいます。)とします。

重要事項とは、市が行う事務のうち、市民に直接その費否を問う必要があると認められる事項であって、**市及び市民全体に重大な影響を及ぼすもの**をいいます。

ただし、次に掲げるものを除きます。

- ① 市の権限に属さない事項。ただし、**市の意思として明確に表示しようとする場合は**、この限りではありません。
- ② 法令の規定に基づき市民投票を行うことができる事項
- ③ 特定の市民又は地域にのみ関係する事項
- ④ 市の組織、人事及び財務の事務に関する事項
- ⑤ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項
- ⑥ その他、市民投票に付することが適当でないと認められる事項

検討結果

- ・「市及び市民全体に重大な影響を及ぼす事項で、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項」とし、その性質上対象としないものを①から⑥までに列挙している。

検討委員の意見

- ・将来にわたる運用、投票資格者の範囲、請求等の要件など、制度全体を考慮して制定する必要があることから、あらかじめ住民投票の対象とすることができる事項を規定することは困難です。
- ・「利害関係」、「福祉」等の文言は、最近の他の自治体条例では入っていない、誤解を招く恐れがあるため表示しないほうが良い。
- ・「市全体に大きな影響があるもの」というような表現も良いのでは。

② 投票資格者について

(1) 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」といいます。)は、次の各号のいずれかに該当する者(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項各号(※2)に掲げる者を除きます。)であって、投票資格者名簿に登録されているものとします。

① **年齢満18歳年以上の日本国籍を有する者**で、その者に係る那珂市の住民票が作成された日(他の市町村から那珂市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条(※3)の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上那珂市の住民基本台帳に登録されているもの

② **年齢満18年以上の永住外国人**で、その者に係る那珂市の住民票が作成された日(他の市町村から那珂市に住所を移した者で住民基本台帳法第22条の規定による届出をしたものについては当該届出をした日、国外から那珂市市に住所を移した者で同法第30条の46(※4)の規定による届出をしたものについては当該届出をした日)から引き続き3月以上那珂市の住民基本台帳に登録されているもの

(2) 永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

① **出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2(※5)の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者**

② **日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(※6)(平成3年法律第71号)に定める特別永住者**

検討結果

・投票の資格者の範囲は「満18歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び永住外国人」とする。

検討委員の意見

・投票の資格者の範囲は「満18歳以上の引き続き3月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び永住外国人」が多数を占める。

・国民投票法で対象者が満18歳以上とされたことを踏まえ、国民投票法の施行を待たず、18歳以上を資格者に入れる意見が多数。

・永住外国人は所得税等税金も払っており、3年間の在留資格を何度か更新し、永住資格を得ている永住外国人は、本市のまちづくりに参画する能力があり、また、参画する機会を保障するもの。

・経費の面から、公職選挙法の選挙権を有する者とした方がよいという意見もある。そうすれば同日選挙でも対応が可能だという意見がある。

・本市において90数人の永住外国人を資格者に加えなくても支障はないという意見

③ 市民投票の請求について

(1) 投票資格者は、規則で定めるところにより、その**総数の5分の1以上**の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、市民投票の実施の請求(以下「市民請求」といいます。)をすることができます。

前項の規定により市民請求をしようとする代表者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に対し、市民投票に付そうとする事項が重要事項に該当することの確認の請求をするとともに、代表者であることの証明書の交付を申請しなければなりません。

市民請求に関し必要な事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)に規定する市町村における直接請求の例によるものとします。

(2) 議会は、市民投票の実施の請求(以下「議員請求」といいます。)をするときは、**あらかじめ、市長の意見を求め、議員の定数の12分の1以上**の者の賛成を得て議員提案され、かつ、**出席議員の過半数の賛成**を得ることにより、市長に対し、議員請求をすることができます。

(3) 市長は、自ら市民投票の発議(以下「市長発議」といいます。)をするときは、**あらかじめ、市民投票の適否について、議会に協議を求め、報告を得た上で**、市民投票を実施することができます。

7

検討結果

- ・発議請求者は「住民」「議会」「長」とする。
- ・発議請求の請求数(住民)は1/5以上とする。
- ・発議請求の請求数(議会)は12分の1以上の賛成で議案提出、出席者過半数で議決とし、市長の意見書を必要とする。
- ・長の発議については何等かの規制をする。
- ・「発議請求者」と「投票資格者」は同一とする。

検討委員の意見

- ・発議請求者は「住民」「議会」「長」とするが多数意見。
- ・議会、長は現在の法律でも発議が可能であり、入れなくてもよいという意見もあった。
- ・発議請求数(住民)は当初1/6以上が多数だったが、他の自治体の事例や本市の投票資格者数を勘案して、実際に署名収集が可能な数であり、発議の乱発防止という点も十分考慮し1/5となった。
- ・発議請求数(住民)は1/3以上の意見がある。住民投票乱発を抑制するため。
- ・議会の請求数は地方自治法上の、12分の1以上の賛成で議案提出、出席者過半数で議決が全委員の意見。なお、市長の意見書を必要とする意見が多数。
- ・長の発議には、独裁を防ぐための何等かの規制をする意見が多数。一方、規制無し意見もある。
- ・「発議請求者」と「投票資格者」は同一とする。投票資格者の3カ月要件を緩和すると、実際には、難しい。

8

検討委員の意見

- 発議請求者
 - ・「住民」「議会」「長」とする。議会、長は現在の法律でも発議が可能であり、入れなくてもよいという意見もあったが、その後積極的な理由がないということで、納得する。
- 発議請求の請求数(住民)
 - ・当初1／6が多数だったが、他の自治体の事例や本市の投票資格者数を勘案して、実際に署名収集が可能な数であり、発議の乱発防止という点も十分考慮し1／5となった。
- 発議請求の請求数(議会)
 - ・地方自治法112条及び第116条の規定を踏まえ、12分の1以上の賛成で議案提出、出席者過半数で議決で意義なし。
 - ・議会についても、市長の意見書を必要とする。
- 長の発議に対する規定
 - ・何等かの規制をする。(規制無しの意見もあり。)
- 「発議請求者」と「投票資格者」は同一とする。投票資格者の3カ月要件を緩和すると、実際には、難しい。

9

④ 市民投票の形式について

市民請求、議会請求及び市長発議(以下「市民請求等」といいます。)による市民投票に係る事項は、**二者択一で賛否を問う形式**のものでなければなりません。

検討結果

- ・「二者択一」のみの規定とする。

参考意見

- ・「二者択一」のみの規定とする。投票に至るまでにある程度議論を尽くされ、投票で明確な結論を得られれば、市民に判り易い。
- ・多数の選択肢やあいまいな選択肢を設定した場合、市民の意思を明確に把握することが困難になる。

10

⑤ 市民投票の成立要件について

(1) 市民投票は、ひとつの事項について投票した者の総数が当該市民投票の**投票資格者の2分の1に満たないときは、成立しないもの**とします。

※(2) 市民投票は、投票の成立又は不成立にかかわらず、**開票するもの**とします。

※(3) この場合においては、**開票作業その他の作業を行わないもの**とします。

検討結果

- ・投票資格者の2分の1に満たないときは成立しない。
- ・「成立しなかった場合の開票作業あり」と「なし」は意見が2つに分かれた。
- ・「開票結果の判定基準は設けない」

検討委員の意見

- ・成立要件を設ける(投票資格者の2分の1に満たないときは成立しない。)市民投票制度は、アンケートとは違い、政策等の方向性を決めるものであり、投票結果について信頼性を確保するため一定の基準が必要。
- ・成立要件を設けない意見もあり。
- ・「成立しなかった場合の開票作業あり」と「なし」は意見が2つに分かれた。
- ・全委員から「開票結果の判定基準は設けない」との意見。

11

⑥ 再請求の制限期間について

市民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから**2年**が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について市民請求、議会請求及び市長発議を行うことはできません。

検討結果

- ・制限期間を設け、期間は2年とする。

検討委員の意見

- ・全委員制限期間を設け、期間は2年とする。
- ・同一の事項、同旨の事項かどうかについては、市長・議会で協議し判断する。
- ・よほどのことがない限り、いったん示された「住民の総意」は大きく変わるということは考えにくい。
- ・短期間に行う再請求は経費の面から考えても、行うことはできない。
- ・市議会議員・市長の選挙は4年ごとに行われるため、2年を経過すれば、選挙の争点になりうる。

12

⑦ 市民投票の期日について

- (1) 選挙管理委員会は、前条第2項の規定による通知があった日から起算して**30日を経過した日から90日を越えない日**の範囲内において、市民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めるものとします。
- (2) 選挙管理委員会は、上記(1)の規定により投票日を定めたときは、当該投票日 その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければなりません。
- (3) 選挙管理委員会は、上記(1)の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、茨城県の議会の議員若しくは長の選挙又は本市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときは、**当該投票日を変更**することができます。

検討結果

- ・期日については、30日を経過した日から90日を越えない日とする。
- ・「当該投票日を変更することができる」という表現とすることにした。

検討委員の意見

- ・期日については、30日を経過した日から90日を越えない日とする。
- ・経費のことを考慮し、他の選挙と同日選挙にしなければならない。
- ・選挙が行われない一定の期間がある場合、住民投票の実施が遅れ、市民の意思を確認する時期を逸してしまう恐れがある。

13

⑧ 情報の提供について

- (1) 市長は、市民投票を実施するときは、当該市民投票に関し必要な情報を広報紙等により提供しなければなりません。
- (2) 市長は、上記(1)に規定する情報の提供に際しては、市民投票に係る事項についての中立性の保持に留意しなければなりません。

検討結果

- ・「情報の提供は行政が行う」こととする。
- ・住民投票は、市政の重要事項について市民が直接関与して、その可否を決定する仕組みなので、投票にあたっては投票資格者が投票の対象となっている事項について十分に検討できるよう、市長には情報を提供する責務がある。
- ・実際に多くの情報をもつのは市長であるため、情報提供は市長が行う。

検討委員の意見

- ・全委員「情報の提供は行政が行う」こととする。

14

⑨ 投票運動について

市民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、プライバシーを鑑賞され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはなりません。

検討結果

- ・「罰則等は設けず、注意喚起を行う」とする。
- ・市民投票は公職選挙法の制限がないことから、投票運動は基本的には自由である。公職選挙法に禁止されている個別訪問も市民同士が直接議論できる効果的な情報提供手段であり、市民投票では自由に行える。
- ・しかし、公正かつ活発な投票運動が行われるためには、買収、脅迫等、平穏な生活環境を損なうおそれがある行為は行ってはいけない。

検討委員の意見

- ・他選挙と同日投票の場合、市民投票の運動なのか、公職選挙法摘要の運動なのか、判断がつかない。
- ・尊重義務の諮問型の市民投票においては、罰則までもうけるのは適当でない。